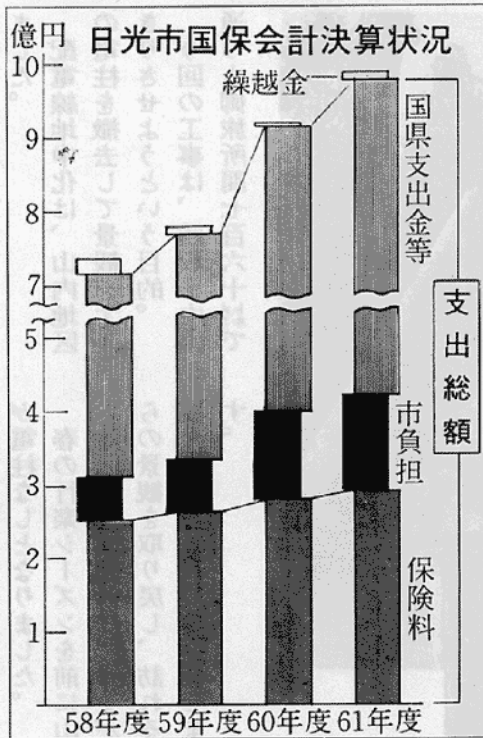
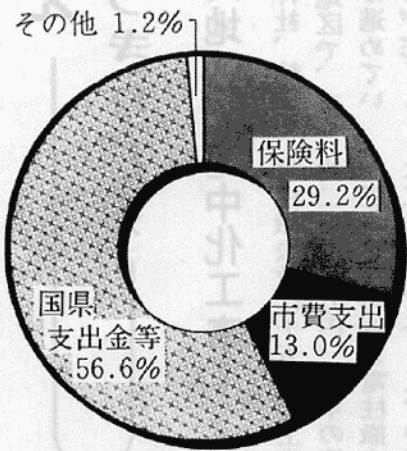


急増する医療費負担

昭和61年度
日光市国保会計歳入内訳
総額 9億9,300万円



61年度は一般市費から一億二、九百万円

しかし、五十八年度から六十一年度までの四年間に、加入者から納めていた保険料は、一六・九割(約四千万円)の伸びであったのに対し、

医療費など国保会計からの支出は、三五・〇割(約二億五千四百万円)もの伸びを示し、これを補う市の負担も六十一年度は五十八年度の二倍を超える一億二千九百万円にのぼりました。

このため、六十二年度に、保険料の最高限度額を年間三十五万から三十九万に引き上げるとともに、保険料の算出方法も、県内で日光市だけが行ってきた市民税額を基礎にした算出方法を、受益者負担の建て前から前年度の所得金額を基礎にした算出方式に改め、国保会計の立て直しを図りました。

63年度所得割率のみ一パーセント引き上げ

保険料の算出方法は、下に示すように、①世帯の収入に応じて計算される「所得割」②一世帯にいくらかと計算する「平等割」③加入者数に応じて計算する「均等割」④世帯の資産に応じて計算される「資産割」の合計額として算出されますが、今回の引き上げは①「所得割」の保険料率

き上げるとともに、保険料の算出方法も、県内で日光市だけが行ってきた市民税額を基礎にした算出方法を、受益者負担の建て前から前年度の所得金額を基礎にした算出方式に改め、国保会計の立て直しを図りました。

しかし、これによって六十二年の保険料収入は、前年度に比し約二五割(約八千万円)の増収が見込まれるものの、市の負担額はなお一億二千万円を超える見込みで、国保会計は以前として厳しい状況にあります。

保険料の計算方法

▼世帯の収入によって計算される「所得割」



$$(\text{前年の所得} - \text{控除} 28 \text{万円} - \text{給与収入者最高} 2 \text{万円}) \times 0.065$$

▼一世帯にいくらかと計算する「平等割」



一世帯当たり 13,200円

▼加入者数に応じて計算する「均等割」



加入者数 × 8,400円

▼世帯の資産に応じて計算される「資産割」



固定資産税額 × 0.7

を、これまでの五・五割から一割引き上げ、六・五割とするもので、他の計算方法は変わりありません。

これによって引き上げられる保険料額は、加入者一人当たりの平均で約八・八割、年額にして約四千三百円になる見込みです。

国民健康保険は、会社等の各種保険に加入できない人々

が、病気やケガをしたとき、経済的な負担が少しでも軽くすむように、加入者がふだんからお金を出し合い、医療費に充てようという「相互扶助」を目的に生れた制度です。

国保をみんなで守るため加入者の皆さんはもとより、市民の皆様のご理解とご協力を重ねてお願いします。